

市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

2 消防の連携・協力の推進

（1）消防の連携・協力の必要性等

（ア）必要性和効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果がある。（（※）の事項については、消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では十分な効果が得られる。）

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感

- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

(イ) 連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながることはないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(2) 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

(ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

(イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということ十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）、消防用車両・消防署所の

共同整備等が挙げられる。とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きいことから、市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、指令の共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。
- 本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。
- 本指針に基づく共同化に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

(3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の(ア)～(カ)のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

(ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」な

どの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。既に指令の共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用により効果的・効率的な部隊運用について検討することが望ましい。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指す必要がある。

（イ）消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

（ウ）境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合がある。こうした場合には、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

（エ）高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

（オ）専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

（カ）応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとすることができる。

※ なお、上の（ア）～（カ）に係る地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例については、参考資料を参照すること。

消防の連携・協力に係る積極的な取組を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・協力の実施に当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとする。

第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

3 モデル事業の実施結果を踏まえた検討

消防の連携・協力について、具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業として、平成29年度に連携・協力のモデル構築事業を実施するので、その状況も参考にしながら計画を作成すること。

連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

（１）連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・消防需要の現況と将来予測
- ・消防力の現況と将来予測
- ・財政の現況と将来予測
- ・組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

（２）連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

（１）の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めることが考えられる。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むことも考えられる。

（３）連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。
また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

（４）実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期についても明確にする。

2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の（１）から（６）までの事項が明確になるよう計画に定める。

（１）連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。

（２）連携・協力を行う地域

境界付近における消防署所の共同設置など、一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、

連携・協力を実施する地域を明確にする。

(3) 連携・協力を行う方法

(1) で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

(4) 連携・協用に要する人員の配置

連携・協用にを行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

(5) 連携・協用に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協用にを行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

(6) 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法

連携・協用にを実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。

3 連携・協用にを行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協用の実施に当たって、連携・協用にを実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。